

令和2年第8回美幌町議会定例会会議録

令和2年9月15日 開会
令和2年9月17日 閉会

令和2年9月17日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 4 6 号 動産の取得について〔美幌町役場庁舎備品等(什器・家具)〕
- 日程第 3 議案第 4 7 号 動産の取得について〔美幌町小中学校情報機器端末〕
- 日程第 4 議案第 4 8 号 工事請負契約の締結について〔美幌町小中学校内情報通信ネットワーク環境整備工事〕
- 日程第 5 議案第 4 9 号 美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 6 議案第 5 0 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 日程第 7 議案第 5 1 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 日程第 8 議案第 5 2 号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 日程第 9 議案第 5 3 号 美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 美幌町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 1 議案第 5 5 号 令和 2 年度美幌町一般会計補正予算(第 7 号)について
- 日程第 1 2 議案第 5 6 号 令和 2 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 1 3 議案第 5 7 号 令和 2 年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 1 4 議案第 5 8 号 令和 2 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 1 5 議案第 5 9 号 令和 2 年度美幌町水道事業会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 1 6 議案第 6 0 号 令和 2 年度美幌町病院事業会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 1 7 認定第 1 号 平成 3 1 年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 認定第 2 号 平成 3 1 年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 認定第 3 号 平成 3 1 年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 認定第 4 号 平成 3 1 年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 1 認定第 5 号 平成 3 1 年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 認定第 6 号 平成 3 1 年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 7 号 平成 3 1 年度美幌町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 8 号 平成 3 1 年度美幌町病院事業会計決算認定について
- 日程第 2 5 意見書案第 6 号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書について
- 日程第 2 6 意見書案第 7 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第 2 7 意見書案第 8 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について
- 日程第 2 8 意見書案第 9 号 種苗法の改正に関する意見書について

- 日程第29 報告第9号 健全化判断比率について
 日程第30 報告第10号 資金不足比率について
 日程第31 報告第11号 放棄した債権の報告について
 日程第32 報告第12号 令和元年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点
 検・評価の報告について
 日程第33 報告第13号 専決処分^の報告について（工事請負契約の一部変更）
 日程第34 報告第14号 例月出納検査報告について（5月～7月分）
 日程第35 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | |
|---------------|------------|
| 1番 戸澤義典君 | 2番 稲垣淳一君 |
| 3番 大江道男君 | 4番 高橋秀明君 |
| 5番 木村利昭君 | 6番 伊藤伸司君 |
| 7番 馬場博美君 | 8番 古舘繁夫君 |
| 9番 藤原公一君 | 10番 坂田美栄子君 |
| 副議長11番 岡本美代子君 | 12番 上杉晃央君 |
| 13番 松浦和浩君 | 議長14番 大原昇君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

- | | |
|------------|--------------|
| 美幌町長 平野浩司君 | 教育委員会会長 矢萩浩君 |
| 監査委員 高木清君 | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

- | | |
|------------------|---------------|
| 副町長 高崎利明君 | 総務部長 小室保男君 |
| 民生部長 那須清二君 | 経済部長 石澤憲君 |
| 建設水道部長 川原武志君 | 病院事務長 但馬憲司君 |
| 事務連絡室長 志賀寿君 | 会計管理者 西俊男君 |
| 総務主幹 関弘法君 | 防災危機管理主幹 河端勲君 |
| まちづくり主幹 佐々木齊君 | 政策主幹 後藤秀人君 |
| 財務主幹 中尾亘君 | 契約財産主幹 大場正規君 |
| 税務主幹 片平英樹君 | 環境生活主幹 渡辺靖行君 |
| 児童支援主幹 小室秀隆君 | 福祉主幹 影山俊幸君 |
| 健康推進主幹 大場圭子君 | 農政主幹 田中三智雄君 |
| みらい農業センター主幹 午来博君 | 耕地林務主幹 中沢浩喜君 |
| 商工観光主幹 多田敏明君 | 建設主幹 御田順司君 |
| 施設管理主幹 以頭隆志君 | 建築主幹 吉田善一君 |
| 水道主幹 石山隆信君 | 病院総務主幹 菅敏郎君 |
| 地域医療連携主幹 高山吉春君 | 事務連絡室次長 横山聖二君 |

教育部長 田村圭一君
学校給食主幹 斉藤浩司君
スポーツ振興主幹 浅野謙司君
農業委員会事務局長 佐々木鑑仁君

学校教育主幹 遠藤明君
社会教育主幹 松尾まゆみ君
博物館主幹 鬼丸和幸君
選挙管理委員会事務局長
監査委員室長 立花良行君

○議会事務局出席者

事務局長 遠國求君
議事係長 鶴田雅規君

次長 佐藤和恵君
議事係 新田麻美君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和2年第8回美幌町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番戸澤義典さん、2番稲垣淳一さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第46号

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第46号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の2ペ

ージになります。

議案第46号動産の取得について御説明をいたします。

次のとおり、動産を取得するものとす

る。
記以下につきましては、参考資料により御説明をいたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第46号関係。

動産の取得について。

美幌町役場庁舎備品等（什器・家具）でございます。

今回取得しようとする備品等につきましては、令和3年2月に完成予定で、同年5月からの供用開始を予定しております役場新庁舎におきまして使用する備品等について、入札結果に基づき取得するものでございます。

納入場所は、美幌町字東2条北2丁目25番地。

動産の概要につきましては、参考資料の2ページから9ページに記載のとおりでございますが、主な備品といたしましては、執務室の机や椅子、議場の机、会議テーブル、窓口カウンターなどの事務機器のほか、ロッカーやパーティション、書棚、応接セットなどになります。

入札年月日、令和2年8月27日。

指名業者は、株式会社久山商店ほか記載の7社でございます。

取得の金額、1億3,605万9,000円。落札率は、98.29%であります。

契約の相手方、網走郡美幌町字大通北3丁目12番地、株式会社久山商店、代表取締役久山邦徳。

契約保証金は免除。

契約年月日は、議決後本契約によります。

納入期限は、令和3年3月31日でございます。

以上、御説明を申し上げます。よろし

くお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 数点ほど御質問します。

今回の物品の関係は、従前からある程度の金額だと言われていたのですけれど、ここにあるものが、多岐にわたる種類があるのですけれど、美幌町は森林認証の町ですから、森林認証材を使って作れる物の検討はしたのか。

大きく二つ目が、これだけの金額で物を買うのはいいですけれど、用途に応じて複数の金額に分けての発注は検討しなかったのか。

なぜ一括購入なのかも含めてお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいま御質問をいただきました。

まず、森林認証材を使用した備品の購入についてということでございます。

確かに議員おっしゃるとおり、森林認証材を使った備品等の購入ができればよかったのですけれども、庁舎で使用する備品類を、認証材を使用したもので揃えるのはなかなか難しいということで、今回はそういった検討はしてございません。備品類が各用途別にかかなりの個数になりますので、そういったもので揃えるのはなかなか難しいという認識をしているところであります。

また、用途別の分離発注については事前に検討をしております。

例えば、庁舎の1階と2階の備品を分けて、二つ契約をするということも考えてみたのですけれども、分離発注をした場合、納入にあたっての配送費ですとか、取付けの施工費ですとかが割高になるということで、見積りをとった段階で一括発注のほうがかなり安価になるということがわかりましたので、今回は一括発注で入札を行った

ということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 一括で安価になるほうが全ての経費削減になるけれど、たしか役場庁舎は環境省だとか、ほかの入ってくるお金が増えて4億円から5億円相当楽になったと思うのです。

この備品の1億3,000万円を、100万円、200万円で地元発注して地元の業者が分割で受けたほうが、地元の商店街、また納品会社も良かったのではなかろうかと。

地元のために公共工事があって、地元の人が使うから役場庁舎を建て替える。

当然、金額はシビアでいいと思うのですけれど、やはり分割で応分に割るべきではなかったのかと思うのですけれど、金額だけで削減の道を選んだということでもいいということですね。最後に確認です。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議員の御指摘は十分理解できるところです。

地元が発注して、地元の経済をしっかりと回していくということは、行政としては当然課せられた使命の一つだと思います。

ただ一方で、行政サービス、行政運営を行うに当たっては効率的で効果的な運営をせざるを得ないということは地方自治法にも載っております。

そして、今回の新庁舎の備品の購入ということで、これはやはり町民の皆様共有の財産を取得するということでもございますので、取得に当たっては、一定程度安価なものをしっかりと選んで購入していく、また長く使える備品をしっかりと備えるということが肝要だと思っておりますので、そういった総合的な観点で今回入札を執行しておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第46号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第47号

○議長（大原 昇君） 日程第3 議案第47号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案書の3ページをご覧ください。

議案第47号動産の取得について御説明申し上げます。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の10ページをご覧くださいと思います。

資料2、議案第47号関係。

動産の取得について。

美幌町小中学校情報機器端末でございます。

初めに、G I G Aスクール構想取組端末でございます。

国が進めておりますG I G Aスクール構想に基づき、小中学校におけるI C T環境の整備を図るため、児童生徒、教員用の端末を整備するものでございます。

納入場所は、町内小中学校5校で記載のとおりでございます。

動産の概要でございます。

タブレット型情報機器端末1,506台、レノボ製でございます。

機器の仕様及び機能などは記載のとおりでございます。

台数の内訳でございますが、小学生用862台、中学生用487台、教員用107台、予備用が50台でございます。

次に画像転送装置79台、クロームキャストで各学級に1台設置をするものでございます。

続きましてソフトウェアでございますが、電子教材ソフト、ラインズeライブラリアドバンスにつきましては、教科書に準拠した電子教材で家庭学習用教材や通常授業の補助教材として活用をするものでございます。

端末管理支援ソフト、チエルI n t e r C L A S S C o n s o l e S u p p o r t と、その下の端末フィルタリングソフト、チエルW e b フィルタリングにつきましては、端末の管理運用のサポート及びセキュリティ対策のソフトでございます。

なお、ソフトウェアにつきましては端末ごとに導入をするものでございます。

続きまして、東陽小学校校務用端末でございます。

平成26年度に導入しておりました、東陽小学校教員用のコンピューター機器につきまして、前回の導入から6年が経過し、経年劣化によりハードディスクやディスプレイなどに不調を来していることから、今年度更新をさせていただくものでございます。

動産の概要でございます。

始めに、ノート型コンピューター29台、富士通製で一般教員用でございます。

次に、スモール型コンピューター2台、富士通製で教頭、事務職員用でございます。

次に、デスクトップ型コンピューター1台、富士通製で共用として使用するコンピューターでございます。

管理用サーバーにつきましては1台、富士通製でございます、停電などの非常時の対応のため、無停電電源装置付となっております。

ソフトウェアにつきましては、スカイ社製でネットワーク機器などの一元管理を行うソフトウェアでございます。

なお、コンピューターなどのそれぞれの仕様及び機能などは記載のとおりでございます。

入札年月日、令和2年8月27日でございます。

11ページをご覧ください。

指名業者、株式会社久山商店ほか記載の8業者でございます。

取得の金額、1億2,717万1,000円で、落札率は97.38%でございます。

取得の相手方、網走郡美幌町字大通北3丁目12番地、株式会社久山商店、代表取締役久山邦徳でございます。

契約保証金は免除。

契約年月日は、議決後本契約による。

納入期限は、令和3年3月31日でございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 全国的にGIGAスクールの取組がこれから取り入れられていくと考えております。

そうすると全国的に同じような物品を求める自治体が出てくると思うのですが、納入期限が令和3年3月31日ということで、まず納入が間に合うのかということと、もう一つが小学校中学校の児童生徒に使っていただくためのタブレットを購入するということですが、最近ですとネットの使用でトラブルが起こることも考えられます。

そういった意味で、安全確保のための使

用制限も必要かと思うのですが、そのあたりの使用制限はどうなっているのか、そういった設定を行うとするなら設定はどうするのか、設定費用がこの中に含まれているのか、そういったところもわかれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

まず1点目の納入期限に間に合うかでございますが、今のところ状況が変わらない限りは、納入が間に合うということを確認しております。

2点目、議員おっしゃるとおり有害サイト等もございますので、この辺につきましてはそれぞれフィルタリングをかけるということで、1台当たり1,848円となっております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 1台当たり約1,500円の設定費用は、今回の取得の金額に含まれているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（遠藤 明君） 入っております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 先ほどの説明で、GIGAスクール構想に基づいて、元々令和5年だったものがコロナの状況から前倒しされるということで、財源としては臨時交付金あるいは国の補助金を使うということで今回はできたのですけれども、一括で小中学校、教員用を整備すると、次の更新時に、もちろん補助金だとかを活用するでしょうけれども、それにしても交付金がないと町の負担は大きいものがあります。

例えば、耐用年数は機械ですから一定のルールで決まっているのでしょうか、

その辺の更新時の計画をうまくずらしながらやっていかないと、今回のように一括で整備するとなると大変な状況が生まれます。今後の運用によって、生徒の使い方によっても使用の状況が個別に出てくると思いますが、将来の更新時に向けての一定の考え方があればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまのお尋ねでございますが、議員おっしゃるように、次回の更新は5年なり6年たった後、一括という形になり、これは一般財源での更新となります。

したがって、計画的に町長にお願いする形になるのですが、積み立てるだとか資金面での工面をお願いしていく形になると考えているところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第47号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第48号

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第48号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案書の4ページをご覧ください。

議案第48号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の12ページをお開きください。

資料3、議案第48号関係。

工事請負契約の締結について。

美幌町小中学校内情報通信ネットワーク環境整備工事でございます。

国が進めておりますGIGAスクール構想に基づき、小中学校におけるICT環境の整備を図るもので、町内5校全てで1人1台の情報端末を使用する環境に耐え得るネットワーク環境を整備するものでございます。

工事の場所は、町内小中学校5校で記載のとおりでございます。

工事の概要でございます。

LANケーブル5校で7,250メートル、無線アクセス装置が5校で165台、多くの機器が回線を使用する場合の混雑を解消する装置といたしまして、通信制御装置5台を各校に1台ずつ設置いたします。

また、複数のLAN線を繋ぐ装置としまして、スイッチングハブを5校で26台、端末を保管する充電装置として電源キャビネットを5校で50台整備いたします。

なお、電源キャビネットには1台につき42台の端末を収納して充電を行うことができるものとなっております。

ネットワークのセキュリティーといたしまして、通信セキュリティー装置3台を、美幌小学校、美幌中学校、北中学校の3校に設置をいたします。

なお、東陽小学校につきましては平成30年度、旭小学校につきましては平成31年度にそれぞれセキュリティー装置を設置しているところでございまして、今回は未設置の3校に設置をするものでございます。

入札年月日、令和2年8月27日。

指名業者は、株式会社武市電気ほか記載の3業者でございます。

契約金額は、6,627万5,000円で、落札率は98.37%でございます。

契約の相手方、網走郡美幌町字東3条南1丁目6番地、株式会社武市電気、代表取締役社長武市高広であります。

契約保証金は、契約金額の100分の10以上。

契約年月日は、議決後本契約による。

工期は、本契約日から令和3年3月31日とするものでございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 電源キャビネット50台について1台で42台充電できるということで、先ほどのタブレットの電源の話だと思うのですが、これは教室で使ってバッテリーがなくなるから充電するのだけれど、同じ政策の中で、臨時休校とか、家庭学習で使うときの電源というのは、先ほどの議案第47号の中に、1台1台の電源システムがついているということか。

ついでに学校では、電源を使わないで充電で使う、それでLANでとばすということでもいいかどうか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） タブレットの充電の機械でございますが、1台ずつについているものでございます。

学校で多くのタブレットを一度に何百台も充電するに当たりまして、キャビネットに保管して一度に充電をするものでございます。

ですから、家庭で使う場合には1台ずつについている充電の装置を使用するということとなります。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今回のGIGAスクールの流れを聞いていまして、小学校低学年からこういう機械を持つということなので、付属品だとかタブレットに関する道具だとかも、先ほどの更新の関係もそうですけれども、道具が無くなるだとか壊れるだとか、初年度からある程度の備品の補充も必要なのかなと。

電源キャビネットの話ですが、これも子供たちがやるのではなくて先生がやるということかと思うのですが、総じて道具の関係は、低学年の生徒の管理についての責任度合いというのは厳格にできるのか、責任者は誰になるのか、その辺の考え方をお願いします。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（遠藤 明君） 議員御心配されるとおりだと思います。

今後導入に当たりまして、町全体としてタブレット活用のルールを決めさせていただきます。

もし壊れた場合は、保護者の負担ですとか、そういう細々したものが記載例として国から来ておりますので、これらを参考としまして、きちんとしたルールづくりに努めていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第48号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第49号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第49号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の5ページになります。

議案第49号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について御説明をいたします。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更する。

変更内容について御説明をいたしますので、参考資料の13ページをお開き願います。

資料4、議案第49号関係。

美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

変更目的でございますが、平成28年3月に、平成28年度から令和2年度までの5か年を計画期間とする過疎計画を策定いたしました。令和2年度の過疎債の起債申請におきまして、現計画には記載されていない事業があることから、計画の一部を変更し事業を追加しようとするものでございます。

変更内容でございますが、高度無線環境光ファイバー網の整備に向けまして準備を進めておりますが、町が負担する事業費の一部に過疎債を活用できるよう、過疎計画に事業を追加するものでございます。

根拠法令は、過疎地域自立促進特別措置法でございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第49号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第50号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第50号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の7ページになります。

議案第50号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明をいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の14ページをお開き願います。

資料5、議案第50号関係。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

変更目的は、組合を脱退する団体が生じたことから、組合規約を変更しようとするものであります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合につきましては、議会議員の公務災害補償に係る事務を共同処理し、議員の職責と活動に対する福祉制度の充実を図るために設置されてございます。

変更の内容でございますが、参考資料に

記載の三つの団体が解散するため、組合の構成団体から除外するものであります。

なお、参考資料15ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、地方自治法。

施行日は、総務大臣の許可の日でございます。

以上、議案第50号について御説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第50号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第51号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第51号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の8ページになります。

議案第51号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

記以下につきましては、参考資料により

御説明いたしますので、参考資料の16ページをお開き願ひます。

資料6、議案第51号関係。

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

変更目的は、組合を脱退する団体が生じたので、組合規約を変更しようとするものでございます。

北海道市町村職員退職手当組合につきましては、市町村職員の退職手当の支給に関する事務を共同処理し、職員の福祉の増進を図るために設置されてございます。

変更内容であります。参考資料に記載の二つの団体が解散するため、組合の構成団体から除外するものでございます。

なお、参考資料17ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、地方自治法。

施行日は、総務大臣の許可の日でございます。

以上、議案第51号につきまして御説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第51号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第52号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第

52号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の9ページになります。

議案第52号北海道市町村総合事務組合規約の変更について御説明をいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の18ページをお開き願います。

資料7、議案第52号関係。

北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

変更目的は、組合を脱退する団体が生じたことから、組合規約を変更しようとするものであります。

北海道市町村総合事務組合につきましては、市町村の事務を共同処理するために設置されており、本町におきましては、職員の公務災害に係る補償事務などを共同処理するために組合に加入をしております。

変更内容でございますが、参考資料に記載の三つの団体が解散するため、組合の構成団体から除外するものでございます。

なお、参考資料19ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、地方自治法。

施行日は、北海道知事の許可の日でございます。

以上、議案第52号につきまして御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第52号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第53号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第53号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の10ページになります。

議案第53号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料20ページをお開き願います。

資料8、議案第53号関係。

改正目的でございますが、美幌町地域公共交通計画の策定に向けて、美幌町地域公共交通活性化協議会を法定協議会へ移行し、委員の報酬等につきまして定めようとするものでございます。

改正内容でございますが、初めに改正に至る経緯につきまして御説明をさせていただきます。

美幌町地域公共交通活性化協議会は、平成20年6月に設置され、現在は地域公共交通確保維持事業に関わる事業評価を行っておりますが、さきの通常国会におきまし

て法律が改正され、地域公共交通計画の策定が努力義務化されたところでございます。

本町におきましては人口の減少が続く中、将来にわたって持続可能な地域公共交通網をいかに整備するか、公共交通の利用促進をどのように図るかが課題となっており、その解決に向け、国の補助金を活用して計画を策定する必要があることから、法定協議会へ移行するための委員の報酬について定めようとするものであります。

協議会の委員は、公共交通事業者や公共交通関係者、利用者、学識経験者などで構成され、委員の総数は17名、報酬額は月額5,600円となります。

なお、参考資料の21ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をいただければと思います。

根拠法令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律。

施行日は、公布の日でございます。

以上、議案第53号について御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第53号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第54号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案

第54号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の11ページになります。

議案第54号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料22ページをお開き願います。

資料9、議案第54号関係。

改正目的でございますが、地方税法等の一部が改正されたことから、所要の改正を行おうとするものであります。

改正内容は大きく5項目になります。

1項目め、個人町民税であります。

1点目の未婚のひとり親への所得控除の適用につきましては、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を同じにする子を有する単身者について、ひとり親控除として30万円を適用いたします。

これまでは未婚のひとり親は所得控除の対象外でありましたが、今回の改正により全てのひとり親家庭に対し、公平な税制が実現されることとなります。

2点目の寡婦控除の見直しは、女性の寡婦に所得制限を設けるほか、控除額を統一することで、男女間の不公平を解消するものであります。

具体的には、女性の寡婦について男性の寡夫と同様、前年の合計所得金額が500万円以下であることを要件とし、子を有する場合の控除額を30万円に統一いたします。

3点目の非課税措置対象者の見直しは、ただいま御説明いたしました1点目の所得控除の適用、2点目の控除の見直しに伴い、ひとり親及び女性の寡婦の所得控除の

対象となる者を非課税措置の対象とするものであります。

4点目の低未利用地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設は、譲渡価格が500万円以下で、5年以上所有する都市計画区域内にある低未利用地を譲渡した場合、譲渡益から100万円を特別控除いたします。

なお、低未利用地とは、居住や業務の用途に利用されていない土地や、周辺に比べて利用の程度が著しく劣っている土地を指しますが、具体的には空き地や空き家、空き店舗などが該当いたします。

2項目めは、法人町民税について、国税における連結納税制度の見直しに伴う対応になります。

国税の法人税については、企業グループを一つの納税単位とする現行の連結納税制度から、企業グループ内の各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行されますが、地方税である法人町民税につきましては、現行の個人申告方式を維持し、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにするため、所要の規定を整理いたします。

3項目めは、町たばこ税について、軽量な葉巻たばこの課税方法の見直しになります。

重量に応じて課税をされております軽量な葉巻たばこにつきまして、紙巻たばこ同等の税負担となるよう本数単位での課税に見直しが行われます。

なお、たばこ税率の引上げスケジュールに合わせまして、本年10月、令和3年10月と税率を段階的に引き上げる激変緩和措置が講じられます。

続いて、参考資料23ページをお開き願います。

4項目めは、国民健康保険税について、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税特例になります。

先ほど、個人町民税で御説明をいたしま

した低未利用地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設に伴い、国民健康保険税の課税計算において、長期譲渡所得から100万円を控除するものであります。

5項目めは、延滞金の割合等について、還付加算金及び延滞金の特例割合の見直しになります。

市中金利の実勢を踏まえ、還付加算金の特例割合を平均貸付割合の1%から0.5%に引下げいたします。

また、延滞金の特例割合については現行水準を維持いたしますが、徴収猶予または法人町民税の納期限の延長の適用を受けた場合は、還付加算金と同様の引下げを行うものでございます。

その他、法改正に伴う引用条項、字句の整理を行います。

なお、参考資料の24ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、地方税法。

施行日は、記載のとおりでございます。

以上、議案第54号について御説明をいたしました。よろしく願います。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 2点ありまして、未婚のひとり親の所得控除の適用は、こういった世帯は収入が少ない世帯であることから、町の使用料とか手数料を負担する時の要件みなし適用をしてくださいということで、町はこういった制度改正の前に対応していただきました。

今回は国が、地方税法の改正に伴って適用になるということですが、未婚のひとり親でこの適用を受けることによって、税負担が軽減される人は何人ぐらいいらっしゃるのか。

今ここでわからなければ、後ほど教えていただければよろしいです。

それからもう1点は、延滞金の割合で、1%加算から0.5%加算にして軽減しているのですが、平均貸付割合はどのくらいになっているのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

以上、2点お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 税務主幹。

○税務主幹（片平英樹君） まず初めに未婚のひとり親ですけれども、町内在住でひとり親として把握している人数は460名いまして、そのほかに未婚のひとり親としては10名弱と推定しております。

合わせまして、未婚と既婚を含めたひとり親としては470名ほどいると把握しております。

二つ目の平均貸付割合ですけれども、0.6%となっております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 470名いるということですが、結果的に単純に見ていけば、町道民税だとかいろんな課税がこの適用によって現状より負担が少なくなると理解していいですね。

○議長（大原 昇君） 税務主幹。

○税務主幹（片平英樹君） はい。そのとおりです。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第54号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、11時といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第55号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第55号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の17ページになります。

議案第55号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

令和2年度美幌町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予算に計上していた行事やイベント、事業が中止または規模縮小になったことから、予算の整理を行うとともに、地方創生臨時交付金を活用した高度無線環境整備推進事業などを追加しようとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,983万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億3,515万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更及び追加につきましては、第2表地方債補正で御説明いたしますので、議案書の21ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

農業生産基盤整備事業につきましては、

道営土地改良事業に係る事業費調整により、地方債の限度額を10万円増額し、2,190万円といたします。

高度無線環境整備推進事業につきましては、民設民営方式により町内全域に光ファイバー網を整備するもので、その財源の一部に地方債を充てるため、新たに限度額を2億90万円に設定いたします。

それでは、歳出から御説明をいたしますので、32、33ページをお開き願います。

2款総務費、中段になります。

1項、6目地対策費、1、生活バス路線等維持事業費の増266万5,000円は、地域公共交通計画の策定に係る経費となります。

非常勤職員報酬の19万1,000円は、美幌町地域公共交通活性化協議会の委員報酬として、17名2回分の報酬を計上いたします。

費用弁償の2万1,000円は、委嘱する委員のうち、町外の方4名分の費用弁償になります。

地域公共交通活性化協議会負担金245万3,000円は、地域公共交通計画の策定に向け、国の補助金を活用し、交通調査等の事業に取り組む協議会に対する負担金となります。

今年度につきましては、高校生や高齢者のアンケート調査、団体ミーティングなどを行い、課題や問題点を検証し、その解決策について意見交換を重ねる予定でございます。

一つ飛んで、9目財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増40万7,000円は、8月5日、明治安田生命保険相互会社釧路支社様より、新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいと、40万6,900円の御寄附をいただいたことから、財政調整基金に積み立て、今後の対策の財源といたします。

なお、参考資料40ページに各基金の補

正後の年度末予定残高を添付しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

1番下の11目諸費、4、過年度税等還付金の増、償還金利子及び割引料350万円は、当初予算におきまして、過年度還付金として600万円を計上いたしました。が、主に法人町民税の確定申告に伴う還付金が増加していることから、今後の支出見込みを加味し350万円を増額いたします。

その下の8、高度無線環境整備推進事業、負担金、高度無線環境整備推進事業整備費負担金4億1,031万8,000円は、町内全域を整備区域として民設民営方式により、光ファイバー網を整備するための予算計上になります。

次に、34、35ページをお開き願います。

1番上になります。

3項、1目戸籍住民基本台帳費、1、戸籍住民基本台帳事務費の増、デジタル手続法対応プログラム改修委託料237万6,000円は、国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用に関する住民基本台帳システム改修委託料の変更と、住民基本台帳システムと戸籍附票システムを連携させるための改修委託料の追加になります。

次に、3款民生費、中段から下になります。

5目障害福祉費、3、障害者自立支援事業費の増、償還金利子及び割引料465万4,000円は、平成31年度障害者自立支援医療費、地域生活支援事業費などの額の確定に伴う返還金になります。

1番下、2項、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務費の増、議案書の36、37ページになります。

1番上の補助金、新型コロナウイルス対策児童福祉施設事業者支援金90万円は、幼稚園及び保育園を運営する事業者に対し、感染防止対策に要する新たな固定費を

財政支援するもので、1施設30万円を交付いたします。

その下の償還金利子及び割引料725万7,000円は、平成31年度子育てのための施設等利用給付費負担金などの額の確定に伴う返還金になります。

その下、2、子ども発達支援センター運営事業費の増、修繕料の132万円は、美幌小学校の幼児ことばの教室を子ども発達支援センターへ移転するための予算計上になります。

発達支援センターの療育室のうち2部屋を防音室に内部改修し、言葉の指導の様子を室外からも確認できるようにカメラ2台を設置いたします。

次の交付金、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金30万円は、障がい福祉サービス施設で業務に従事する職員に対し、国から慰労金が支給されるもので、子ども発達支援センターの職員6名を対象に1人5万円が給付されます。

次に、4款衛生費、1項、1目保健衛生総務費、1、保健衛生推進事業費の増、補助金、新型コロナウイルス対策医療事業者支援金260万円は、感染症指定医療機関として新型コロナウイルスの検査・治療に当たっております北見赤十字病院に対し必要な財政支援を行うことで、広域救急医療体制の維持と確保を図るものであります。

北見地域定住自立圏の圏域であり、北見保健所管内でもある1市4町において、北見市は3,000万円を、本町を含めた4町は計500万円を、平均患者数を基本に案分の上、財政支援いたします。

一つ飛んで、3、他会計負担事業費の増、負担金、病院事業会計負担金260万3,000円につきましては、国保病院が実施する抗原定量検査に必要な環境整備に対して一般会計が負担するもので、地方創生臨時交付金を活用いたします。

2目予防費、1、感染等予防対策事業費の増266万3,000円は、医療体制の

確保と医療機関における院内感染を防止するため、発熱患者の増加が見込まれるインフルエンザ流行期に速やかに対応できるよう、町内にPCR検査センターを開設するための準備経費を予算計上いたします。

美幌医師会が実施主体となり、北海道から検査業務を受託の上、検体を採取する想定で準備を進めますが、町においてはプレハブ設置の借上料のほか、施設利用に係る諸経費について財政支援いたします。

1番下の2項、1目塵芥し尿処理費、3、ごみ処分場維持管理事業費の増、埋立処分場残余容量調査業務委託料207万9,000円は、次期廃棄物処理施設の整備に向け、第Ⅲ期埋立処分場の残余年数を把握するための調査費用となります。

年1回、埋立て重量から残余年数を換算する調査を行っておりますが、平成27年の埋立て開始以降、実地測量調査を行ってございませんので、現処分場の残余年数を正確に把握するため、今回実地測量調査を行うものであります。

続いて、議案書38、39ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項、6目農地費、道営土地改良事業費の増354万5,000円につきましては、事業面積及び事業工種等の変更に伴う事業費調整による補正となります。

このページ中段から下になります。

2項、1目林業総務費、2、林業推進事業費の増、積立金198万円につきましては、8月31日に石上車輛株式会社様から、森林整備協定に基づき198万円の御寄附をいただきましたので、未来への森林づくり基金へ積立てを行います。

次に、2目林業振興費、2、民有林振興対策事業費の増、補助金、森林環境整備事業補助金3,568万1,000円は、森林環境譲与税基金を活用し、森林の整備と林業の担い手確保に取り組む活動に対する補助金になります。

具体的には枝打ち、保育間伐、間伐及び林道の除雪作業を対象に一定額を補助するものでございます。

1番下の7款商工費、1項、議案書の40ページ、41ページになります。

1番上の2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業費の減のうち、新型コロナウイルス対策営業継続支援金1,290万円の減は、事業費の確定に伴う予算の整理でございます。

4月臨時会の補正予算において167件の申請を見込んでおりましたが、実績が124件となったことによる減額となります。

その下の新型コロナウイルス対策経営継続支援金1億505万円の減は、同じく事業費の確定に伴う予算の整理となります。

5月臨時会におきまして、法人と個人を合わせて586件の申請を見込んでおりましたが、実績が133件となったことによる減額となります。

その下の店舗等感染予防対策リフォーム促進支援事業補助金1,000万円の増は、6月定例会の補正予算におきまして10件の申請を見込んで1,000万円を予算措置しておりましたが、既に12件の相談を受けていることから、事業者の皆様が取り組む感染予防対策に支障がないよう、今回10件分1,000万円を増額しようとするものであります。

次に、議案書の42、43ページになります。

10款教育費、1項、4目学校保健費、1、学校保健事業費の減のうち、事務事業協力報償7万8,000円、消耗品費1万2,000円、食糧費3万4,000円、就学時健康診断委託料28万円、以上の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年4月に就学予定の児童を対象に実施をいたします健康診断につきまして、これまでは1日間で行っていましたが、今回2日間に変更するための

経費になります。

次に、議案書44、45ページになります。

中段の4項、5目図書館費、3、図書館活動促進事業費の増、消耗品費の5万円は、6月3日に美幌仏教会様から、図書館の仏教文庫充実のためにと5万円の御寄附をいただきましたので、図書を購入しようとするものであります。

下段の5項、2目体育施設費、3、体育施設整備事業費の増、50万円につきましては、7月30日、大通北3丁目在住の久山昌樹様から、屋内多目的運動場の備品購入に役立ててほしいと50万円の御寄附がございましたので、大型掛け時計とテレビを購入、設置するための予算計上になります。

大型の掛け時計につきましてはアリーナに、テレビは休憩室にそれぞれ設置をいたします。

次に、歳入について御説明をいたしますので、議案書の26、27ページにお戻りをいただきたいと思います。

14款分担金及び負担金、1項、1目、1節農業費分担金303万7,000円は、道営土地改良事業に係る事業費調整に伴う補正となります。

16款国庫支出金のうち、2項の国庫補助金、1目、1節総務管理費補助金2億595万1,000円は、高度無線環境整備推進事業などに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源充当するための予算計上になります。

その下の2節戸籍住民基本台帳費補助金969万1,000円は、デジタル手続法対応プログラム改修に係る社会保障税番号制度システム整備費補助金になります。

その下の2目、2節児童福祉費補助金の90万円の増、3目、1節保健衛生費補助金の1,080万円の増、7目、1節商工費補助金の870万円の減額につきましては、地方創生臨時交付金を活用した事業の

実績に伴う財源充当の整理となります。

次に、17款道支出金、1番下になります。

2項、4目、1節農業費補助金119万9,000円は、事業費調整に伴う道補助金の増額になります。

議案書28、29ページをお開きいただきたいと思います。

1番上の18款財産収入、2項、1目、1節土地売払収入26万6,000円は、国道39号美幌交差点改良工事に伴い、コミセン敷地ですが、町有地の一部を北海道開発局に売払いたしたことによる増額補正となります。

次に、19款寄附金、1項、1目、1節一般寄附金159万円の減のうち、一般寄附金の増40万7,000円につきましては、8月5日、明治安田生命保険相互会社釧路支社様より新型コロナ対策に役立ててほしいと、40万6,900円の御寄附をいただいたものであります。

その下の企業版ふるさと寄附金199万7,000円の減は、新型コロナの影響により、当初予算に計上しておりました自然学校が中止になったことによる減額補正となります。

その下の3目、1節林業費寄附金198万円は、8月31日に石上車輛株式会社様から、森林整備協定に基づき御寄附をいただいたものであります。

その下の4目、2節社会教育費寄附金5万円は、6月3日に美幌仏教会様から図書館の仏教文庫充実のためにと御寄附をいただいたものであります。

その下の3節保健体育費寄附金50万円は、7月30日に大通北3丁目在住の久山昌樹様から、屋内多目的運動場の備品購入に役立ててほしいと御寄附をいただいたものであります。

20款繰入金、1項、1目、1節の財政調整基金繰入金1億1,889万1,000円の減は、今回の補正予算に係る財源調整

といたしまして、基金の繰り戻しを行うものであります。

一つ飛んで12目、1節森林環境譲与税基金繰入金3,568万1,000円は、歳出で御説明いたしましたが、森林環境整備事業を推進するため、その財源として基金からの繰入れを行うものであります。

22款の諸収入、5項、5目、1節雑入のうち、1行目の学校臨時休業対策費補助金17万3,000円につきましては、新型コロナの影響により小中学校を臨時休校といたしましたが、その際、廃棄処分された学校給食の食材費と給食費の返還に要した費用の一部について、全国学校給食会連合会から補助金が交付されたものであります。

3行目の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金30万円は、障がい福祉サービス施設で業務に従事する職員に対して、国から慰労金が支給されるもので、子ども発達支援センターの職員6名に1人5万円が給付されます。

4行目の移転等補償費44万2,000円につきましては、国道39号美幌交差点改良工事に伴い町有地の一部を北海道開発局に売払する際、支障となる工作物及び立木を移転したことによる補償費となります。

23款町債につきましては、第2表地方債補正により御説明をしたとおりでございます。

以上、令和2年度美幌町一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 1点だけ。

29ページ、企業版ふるさと寄附金の減とありますが、これは自然学校が開設されるということで、たしか観光まちづくり協

議会に委託して、その仕事を新しく補充した協力隊員にしてもらうということだったのが、コロナの関係で残念ながら、厳しくなったのかなど。

この分が、また次年度以降にこのような形で入金というか、協力してもらえるのかどうか気がなりました、協力隊員に実際は委託する予定だったということを知っていますので、今現在、その方の職務だとかが予定以外のことになりましたので、行政の中で協力隊員の立場をどのように今後検討するのか。3年間雇ったけれど、来年この協力のお金がくればまた戻るのかと思うのですけれども、今現在まだ半年ありますので、その方が仕事をできるのであれば、来年の春までどのような形で仕事をしてももらえるのが気になるものですから、お願いします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 企業版ふるさと納税を活用した自然学校については、本年は残念ながら中止ということでしたが、相手先については、美幌は昨年初めてであります、その前から北海道で開催しております、今後も強く北海道での開催、特に美幌での開催は継続したいということでお聞きしておりますので、次年度以降も開催していただけるのではないかと考えてございます。

また、協力隊につきましては、現在、まちづくり協議会に所属といいますか、委託をしている形になりますので、まちづくり協議会の中で体験メニューの発掘等を現在行っていますので、引き続きそのような形で業務を行っていただくということで考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） その他の業務ということで、協議会の中でやっている。

また、来年この分が復活すればそのまま

業務については同じく委託してやってもらうと。

ですから、企業版寄附金が戻ることを期待するしかないということになりました。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 大きく2項目。

1項目めが、町内の各種イベント中止に関する補助金、負担金関係で質問させていただきます。

まず、33ページの総務費、総務管理費の住民活動推進事業、手作り出店実行委員会負担金157万5,000円の減。

これは当初予算がたしか180万円だったと思うのですが、22万5,000円を使用し、その残りが返還されたと認識しています。

それから、41ページの商工費、観光イベント推進事業、観光和牛まつり補助金396万7,000円が減額ということで、年度当初予算がたしか400万円と認識しております。3万3,000円が使用されて戻ってきたと認識しました。

それから、夏まつり補助金は年度当初予算が250万円で250万円戻ってきている。

それから、45ページ、教育費、保健体育費で100キロメートルデュアスロン大会負担金210万円、これも年度当初予算が260万円だったと思います。50万円が減額されて戻ってきているということで、イベント自体は全部中止されています。

なぜこの金額が使用されたのか、内訳がわかれば教えていただきたいというのが大きく1点目です。

2点目、43ページの教育費、小学校管理事業費、各施設等維持管理協力報償295万7,000円です。

当初予算も同じ金額なのですが、どのような事業だったのか、もしかしたらプール

かと思ったのですけれど、それについて当初どのような予算だったのか教えていただければと思います。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木齊君） 手作り出店実行委員会の負担金の減額について御説明いたします。

当初予算は180万円計上しておりましたが、実行委員会を開催する時の事務費及びエア―遊具の保険料、それから、エア―遊具の更新のために20万円積立てをしまして、合計22万5,000円を今年度執行し、その残りを執行残として減額するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 和牛まつりの補助金でございますけれども、当初予算400万円に対しまして、396万7,000円の減額補正ということで、差引き3万3,000円につきましては、支出することになっております。

この内訳でございますけれども、和牛まつり開催中のイベントとしまして、ぎゅうたろう機関車というものを実施しております。そのぎゅうたろう機関車の保管料が2万円、それから、今回新しくぎゅうたろうのテーマソングを製作しておりますので、その製作費用としまして3万円、合わせて5万円となります。

そのうち3分の2が補助率となっておりますので、3分の2をかけまして3万3,000円の使用となっております。

夏まつり補助金につきましては、当初予算250万円そのまま支出しておりませんので、全額減額補正となっております。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） デュアスロン大会の大会負担金の関係について御説明を申し上げます。

当初予算260万円のところ、今回21

0万円の減額ということで、50万円を支出しているところでございます。

支出の内訳でございますが、大会を中止にしたことによる大会中止の広告料、大会のホームページを設けておりますので、その管理料、来年度のデュアスロン大会実施に向けてのPR用のDVDを作成いたしましたので、その協力報償という形で支出をしているところでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 続きまして、議案43ページの各施設等維持管理協力報償の内容でございますが、小学校プールの管理人3名分の報償費でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） それでは、大きく二つ。

33ページの高度無線環境整備推進事業、4億1,000万円ということで計上していただきました。

ありがとうございます。

今現在は見積もりの段階だと思うのですが、これは全道を網羅しているんな自治体が申し込むと思うのですが、わかっている範囲で整備年度とか、そういうものがあれば教えていただきたいと思ひます。

次に、39ページの民有林振興対策事業費ということで、森林環境譲与税を利用して、除間伐、それから整備をするということですが、今現在の美幌町の森林総面積の何%程度を整備するのか。

それから、この森林譲与税も未来永劫続く訳ではないので、何年程度を見込んでいいのか。

それともう一つ、整備するのはどの地域とか何ヘクタールというのは、どちらが選定するのかということをお願ひください。お願ひします。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） ただいまの高度無線環境整備推進事業の事業年度についての御質問であります。

この事業は国庫補助事業になっておりまして、今年度の事業になってございます。

したがいまして、事業年度につきましては、現段階におきましては令和3年3月31日までとなっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） ということは、令和3年度中に設置が完了ということですね。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） お答えいたします。

現段階の予定として、令和2年度中の完成に向けて進めていきたいという状況でございます。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（中沢浩喜君） 譲与税を活用しての規模と期間という御質問でありますけれども、町全体の森林面積の何%という数字については現在のところ押さえておりませんが、譲与税を活用する規模の設定でありますけれども、過去5年間の町内における造林事業の平均値を森林整備水準目標としておりまして、公共事業で優先される植え付け・下刈り以外の枝打ち、保育間伐、間伐の3作業種を令和2年の交付金の予定額の約3,200万円に合わせまして、目標値の64.5%で整備面積の設定を予定しております。

具体的には、令和2年度の造林標準単価により積算しておりまして、その標準単価に公共造林事業の補助率と同様の68%を乗じて、ヘクタール当たりの標準経費を算出しております。

枝打ちにつきましては、31ヘクタールで682万1,000円を、保育間伐につきましては、103ヘクタールで1,135万円を、間伐におきましては、112ヘクタールで1,350万9,000円の計3,168万円を森林整備費として予定しております。

また、町で推進しておりますFSCの認証の取得者に対しての上乗せも想定しておりまして、整備面積の予定につきましては、期待値もありますけれども20%で設定しており、その造林事業の標準単価の16%を乗じて、ヘクタール当たりの標準経費を算出しております。

工種については、整備と同じ3作業種としておりまして、合計で328万8,000円を上乗せ補助として予定しております。

このほかに除雪も経費として算入しておりまして、施業地までの除雪として、町で管理しております林道総延長の2分の1、どちらから入っても近いほうから入るということを想定しておりまして、最大での距離の2分の1を想定しております。

この単価につきましては、国土交通省の工事用道路除雪単価で積算しておりまして、除雪対象延長15.5キロメートルで、除雪単価を10メートル当たり460円で設定しておりまして、合計で除雪費として71万3,000円を予定しております。

森林水準目標の整備期間でありますけれども、整備につきましては、前期を令和元年度から令和5年度まで、後期を令和6年度から令和10年度までとして5年ごとに見直しをすることとしておりますが、活用内容につきましては、毎年事業内容の見直しを行いながら、実施していきたいと考えております。

また、地域の選定については、申請があつて、特段どこの地域という設定はしておりません。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 一点お尋ねがありました何年続くのかということでございますが、森林環境譲与税は制度化されておりますので、基本的には今後ずっと続くということで考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 先ほどの高度無線環境整備事業の関係で、主幹より御説明させていただきました。

事業年度は令和2年度中ですので、来年3月31日という予定で今現在進めておりますが、こちらの事業につきましては伊藤議員から御指摘があったとおり、全国的に国の施策として今一斉に動いております。

総務省からの通知を見ると、単年度の事業ということなのですが、場合によっては、その事業年度内で全ての整備を終えることができない地域も出るのではないかと、いう通知も来てございます。

その場合につきましては、美幌町がどのような状況になるかはわかりませんが、場合によっては事業年度を繰り越して来年度に整備をするということも予想されますので、その旨は御承知おきいただければと思っております。

それから、1点、私が先ほど提案理由の説明の際に、御寄附をいただいた久山昌樹様の住所を、大通北3丁目ということで御説明をいたしました。元町の誤りでございました。

訂正しておおびを申し上げます。

申し訳ございませんでした。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私は2項目について御説明をお願いしたいと思います。

最初に33ページ、高度無線環境整備推進事業整備負担金ですけれども、所管の委員会で御説明いただきましたけれど、3点について確認したいと思います。

一つは、民設民営で光ファイバーの整備をするということで、耐用年数10年ということでございます。

更新については、当然NTTで全額負担されると思いますけれども、NTT側から見ればやはり公設民営でやってもらいたいのではないかと思うのですけれども、その辺の確認はとれているのかどうか、これが1点目であります。

2点目は、利用者の立場になって考えると、利用者の負担は公設民営と民設民営でどうなのか。また、利用者の負担はあるのかどうか。これが2点目であります。

3点目については、委員会にも説明がありましたけれども、町の負担額4億1,031万8,000円ですけれども、国庫補助とNTTの負担を合わせると、全体の事業費が6億3,900万7,000円になるという説明を受けていますけれども、その積算根拠を教えてくださいと思います。これが1点目であります。

もう一つは、41ページの上から4段目の新型コロナウイルス対策経営継続支援金1億505万円の減額、先ほど総務部長から御説明ありました。事業確定によって、当初予定していた586件が実績で133件になったと。差引き453件が減額になるということでございますけれども、減額になった理由をどのように分析されているのか説明をお願いしたいと思います。

以上、2点についてよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） ただいまの御質問でございます。

1点目の事業に係る民設民営と公設民営の件につきましては、NTTと協議を当然いたしております。

民設民営ということで、町から民設民営でどうだろうという投げかけをしたのですけれども、その上でNTT側としては民設

民営で行うということでしたので、今回予算を計上させていただいたものでございます。

2点目の利用者負担に関する質問でございます。

公設民営、民設民営いずれの手法をとったとしても、御利用される方の負担については変わりありません。

御本人の負担といたしましては、町で整備するのは基幹線まででございますので、基幹線から各家屋への引込線分の負担、それと、この事業は高度無線環境整備という事業名がついています。これは要するに、光ケーブルを使ってWi-Fi環境を整備しなさいということも、この事業趣旨の中に入っています。

したがって、各家屋でWi-Fiのルーターを設置いただくように御案内をしていきたいと思っておりますので、その際、各家庭でそろえていただくルーター分については御負担いただくことになろうかと思っております。

3点目の今回の積算根拠でございます。

せんだって全員協議会でおおまかな部分で御説明をさせていただきましたが、個々の金額は今手元にはございませんが、まず光ケーブルの敷設、ケーブルそのものの代金です。それと、その仮設費、それと今回高速化することによって現基地局の交換機の改修等の投資経費、それと今回のケーブル敷設に係る事前設計費、所外の施設の投資経費等の積み上げということになってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 1点目の中で、NTTが民設民営でやることについて理解されていると。

当然これについては、更新のときはNTTで負担するという理解でいいですか。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） 当然NTTが今回設置主体となって整備を進めるものでございます。

整備後のケーブルについてもNTTの資産という位置づけになりますので、交換経費についても当然NTTが負担するということになります。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 3点目の積算根拠の説明の中で維持管理経費とあったのですが、これについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） 局舎内に交換機等の機器類があります。その機器類のメンテナンス経費ですとか、ケーブル敷設後にそのケーブルの劣化がないかどうか等のメンテナンス経費等の内訳となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 新型コロナウイルス対策の経営継続支援金の分析という御質問でございます。

この制度につきましては、2月から4月または3月から5月の3か月のうち、15%もしくは30%以上前年対比で減少した法人、個人に支援をするということで制度設計をさせていただきました。

当初、法人につきましては、こちらで押さえているのが約450件、そのうちの303件ということで約68%程度を見込んでおりました。

個人につきましては542件、そのうちの283件ということで、約50%の見込みをしておりました。

その中でスタートをして受付をしたところが、結果として総務部長が申し上げた件数で、法人が58件、個人が76件ということでございましたので、減少率がそれほ

ど大きくなかったのではないかということ
で考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さ
ん。

○7番（馬場博美君） 当初の積算から予
算計上されて、実績でいけば、個人・法人
合わせて586件で実績が133件という
ことで、今部長が答弁された中で、やはり
この15%の基準に問題があったのではな
いかと思うのですけれど、結果としてどう
考えているのか教えていただきたいと思い
ます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 国の100万
円の給付金について、国の制度については
前年比50%ということで支援金が出てお
ります。

それを受けまして、町としてどのような
支援ができるかということで制度設計をさ
せていただきました。

当然、国と同じ率では国のほうを御利用
されるということになりますので、それ以
下での設定ということで、15%、30%
ということで、その率が正しいか正しくな
いかということではなく、町ではそういう
ことで制度設計をさせていただいたとい
うことでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり
ませんか。

10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 私からは37
ページ、上から4行目の子ども発達支援セ
ンター運営事業費の増ですが、先ほど説明
を受けて、ことばの教室の改修というこ
とで理解をいたしました。

ことばの教室は、年々利用者数が増えて
きている状況なので、子供たちの利用に改
修工事そのものがどのような影響を与える
のか、影響を与えないで改修できるのか、
その辺のことがわかればお知らせいただき

たいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御
質問でございますが、今まで幼児ことばの
教室は美幌小学校の教室を利用しておいま
したが、そちらの先生が1人増えたとい
うことで、実質今まで2室使っていたもの
が、現在1室しか使えないということがあ
りまして、今回、発達支援センターに移設
するというものでございます。

発達支援センターは今後も利用人数が増
えるので、対応できるのかという御質問だ
と思いますが、今現在も稼働率としまして
は十分空きがあります。

といいますのは、部屋の中で受ける時間
帯がありますので、その中でうまく回すこ
とによって今後も十分に増えた分について
も対応は可能だと考えております。

また、改修内容につきましても、今回幼
児ことばの教室として、言葉の専門的な指
導をする上で防音の設備が必要だとい
うことで、大規模な防音工事ではなく吸音板
というものを部屋に貼り付けるような内容
でございますので、工事自体も速やかに改修
ができますので、その間の受入れについて
も支障なくできると考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子
さん。

○10番（坂田美栄子君） 今説明を聞
くと、ことばの教室だけではなく、発達支援
センターに分かれて利用すると受け取った
のですが、今までどおりことばの教室だけ
で運営するのか、それとも発達支援セン
ターにも教員が増えたということで、そ
ちらでも運営するという理解でよろしい
のか、具体的にお示しいただきたいと思
います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 今現在、美幌
小学校に幼児ことばの教室がございます
が、幼児ことばの教室ではなく、ことばの
教室の先生が増えたということで、今まで

幼児ことばの教室で使っていた2部屋が、ことばの教室の先生が増えましたので、今現在1室しか使えていないという状況でございます。

それを解消するにあたりまして、美幌小学校にある幼児ことばの教室を発達支援センターに移転させるというものでございます。

今発達支援センターには6部屋ありますので、そのうちの2部屋を幼児ことばの教室で使えるような防音の改修をするというものでございまして、今後、発達支援センターの中で、発達支援の療育と幼児ことばの教室をうまくローテーションさせた中で支障なく運営をしていくという内容でございます。

よろしく願いいたします。

(「ことばの教室は全部発達支援センターに行くという理解でいいですか。その辺のところは非常にわかりづらかったので」と発言する者あり)

○議長(大原 昇君) 民生部長。

○民生部長(那須清二君) 幼児ことばの教室だけを発達支援センターに持っていくというものでございますので、よろしく願いします。

○議長(大原 昇君) 2番稲垣淳一さん。

○2番(稲垣淳一君) 36、37ページの4款衛生費の塵芥し尿処理費、今回委託料で第Ⅲ期埋立処分場の残余容量調査の業務委託ということで、207万9,000円が計上されておりますが、こういう調査というのは、今回Ⅲ期ですが每期ごとやっていたのか、また、今行うという理由は改めてどういう部分だったのかお尋ねいたします。

○議長(大原 昇君) 民生部長。

○民生部長(那須清二君) ただいまの御質問でございますが、基本的に3年に一度実測をする必要があるということでございまして、今までもやっていたものでござい

ます。

今回、残余容量調査をするということでございますが、平成27年に供用開始をしまして5年が経過したということがございまして、今現在どのくらいの実際の容量があるかを初めて実測してみるというものでございます。

それにより、今後容量によっては次期計画に影響する場合がありますので、そのための基礎資料として使うというように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長(大原 昇君) 2番稲垣淳一さん。

○2番(稲垣淳一君) 第Ⅲ期の処分場は、通常でいけばあと何年もつと計算しているのでしょうか。

○議長(大原 昇君) 環境生活主幹。

○環境生活主幹(渡辺靖行君) ただいまの御質問でございますが、第Ⅲ期埋立処分場につきましては、平成24年度から令和8年度までの15年間の供用を予定しておりました。

実際、平成24年度からございましたけれども、第Ⅱ期処分場の延命もあり、27年度から実施しているということでございます。

それが、どのぐらいもつのかということでございますが、最初に質問されたと思うのですが、第Ⅱ期の処分場においても2回の残余量調査を実施しております。

よろしく願いいたします。

○議長(大原 昇君) そのほかは、あと何人ほどおりますか。

5番木村利昭さん。

○5番(木村利昭君) 1点だけ伺います。

36、37ページ、3款民生費、2項児童福祉費、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金30万円について1点伺います。

こちらは、発達支援センターの従事者6名に対して1人5万円の慰労金を給付する

ということで説明いただきましたが、新型コロナウイルス感染症が蔓延して大変な思いをされた、御苦労されたということで、対応になると思うのですけれども、同じような業種で学童保育や保育園の職員の方も想像以上に大変な思いをされたと。

新型コロナウイルスの正体がまだわからず戦々恐々の中、お仕事をさせていただいて、子育て世代の支えになっていただいたということもあるのですが、こちらの職員に対しては該当にならなかったのか。

また、該当になるものがあるのかどうか教えていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、今回の対象につきましては発達支援センターの職員ということで、国の包括支援交付金を使いまして交付するものでございます。

今、言われました学童保育ですとか保育園職員につきましては、国のこういった制度がございませんので、該当にはならないということになります。

ちなみにですが、確かにコロナの最中に保育園を開けたり、学童の対応ということで非常にご苦労されてきた部分もありますので、そういったことについて、北海道としましても、国に対して全国一律に実施すべきものではないかということで、8月19日に要望を行っているという状況もあります。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 私から3点、まず歳出の33ページ、地域公共交通活性化協議会の負担金で、この計画策定に当たったの説明で、アンケート調査を行うということで、そのアンケートの実施期間や対象者は何名ぐらいで、どんな選定をされるのかということと、ミーティングを行うということで、先ほど高校生という話もありまし

たけれども、高校生以外にもミーティングする考えがあるのか。

いずれにしても、これは町が今回は本格的に交通弱者の足確保ということで協議会を立ち上げるということですから、町民の皆さんの関心事でもありますし、そういった面で広く民意を十分聞いた中で、それらを参考にして計画をつくっていただきたいと思っておりますので、その辺を御説明いただきたい。

もう一つは、先ほど説明がありました41ページの経営継続支援金。

残念ながら、申請が少なく減額になったことはやむを得ないと思うのですが、実は、私は先般、国の持続化給付金のウェブ申請ができなくて困っているという話を聞いて、それなら来年1月15日までまだ十分期間がありますよということで、会議所に行ってよく相談して、もしかしたら会議所でお手伝いしてくれますよということで、期間がまだありましたので間に合っ、申請できましたという話だったのですが、今回の継続支援金の中で、もう期限を過ぎたのとやかく言う訳にはいかないのですが、わからなくて申請ができなかったという人がいなかったのかどうか。

会議所は親切丁寧に対応していたと思うのですけれども、そういう事例もありましたので、町も一定の対象者を想定しながらやって、結果として少ない申請で終わってしまったということで、実害が15%とか30%以上減少しなかったということで申請が少なかったというのであればいいのですが、結果的に申請ができなくて、いただけなかったということが、今回の整理をする中で、会議所でそういったケースがなかったのかお聞かせいただきたいと思えます。

それと、21ページの高度無線環境整備推進事業で、今回起債の補正を行ってまいりけれども、一つ確認したいのが、先ほどの過疎地域自立促進市町村計画の一部変更

の中で搭載するということでしたけれど、これは起債の申請をするためには、この過疎の計画を修正して、許可をもらわないと起債の申請もできないのか、議決があれば起債の申請はいつでもできるのか、その辺のことをお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（佐々木齊君） 地域公共交通計画の策定に関する御質問でございます。

まず、地域公共交通計画の策定にあたりましては、これまでも答弁させていただきました国の補助金を活用して策定を進めていくということで考えておりました、国としては、9月末から10月初めに補助金の交付が決まりますので、それ以降に調査事業をスタートするという予定になっております。

今年度3月末までに実施するものは、町内の65歳以上の世帯主の方が8月現在で4,300世帯ございます。こちらの世帯に対するアンケート調査、北見市へ通学する高校生及び美幌高校生に対するアンケート調査を実施することで考えております。

また、まちづくりミーティングにつきましては、町内67自治会ございまして、自治会連合会はこの67自治会を六つの地区連絡協議会に分けております。この地区連絡協議会全てとまちづくりミーティングとして、公共交通をテーマに意見交換をしたいと考えております。

これは全て今年度補助金の交付決定があつてから3月までに実施し、一定の成果の取りまとめをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 新型コロナウイルス経営継続支援金の関係でございます。

まずもって、ウェブ申請ができない方に会議所を紹介いただきましてありがとうございました。そういう事例がありましたら

引き続きお願ひしたいと思います。

本町のこの制度につきましては、書類を新たに作ってください、特別に何かを作ってくださいということではなく、申告書のコピーをください、売上台帳のコピーを見せてくださいということで、当然従来からやられている書類を出してくださいということなので、そんなに難しい書類を求めています。

また、会議所で受付をさせていただきただけけれども、郵送でも、来所していただいて記入していただいてもよろしい形をとっていたので、その辺の不都合はなかったと認識しております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 財務主幹。

○財務主幹（中尾 亘君） 光ファイバーの同意のスケジュールでございますが、通常の当初予算であれば、7月頃に道に協議文書を申請しまして、8月頃に同意という形になるのですが、既に1次の同意が終了しておりますので、光ファイバーにつきましては、この後12月頃をめどに第2次申請を行いまして、来年の2月中旬くらいに2次の同意が届きます。

その後、恐らく4月下旬、5月に借入れという流れになると思います。

よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第55号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決

されました。

暫時休憩をします。

再開は、13時30分といたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第56号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第56号令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の49ページをお開き願います。

議案第56号令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、過年度国庫負担金等の確定に伴う返還金の補正でございます。

令和2年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ681万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,676万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、58、59ページをお開き願います。

3、歳出。

3款国民健康保険事業費納付金、5款保健事業費につきましては、財源調整でございます。

7款諸支出金、1項還付金及び還付加算金681万8,000円の増額につきまして

は、令和元年度一般被保険者の療養給付費確定に伴う、保険給付費等普通交付金の返還金642万6,000円と、特定健康診査負担金の精算に伴う、保険給付費等特別交付金の返還金39万2,000円であります。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、56、57ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり。）

以上で、説明を終了させていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第56号令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第57号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第57号令和2年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の61ページをお開き願います。

議案第57号令和2年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、過年度国庫負担金等の確定に伴う返還金等の補正でござ

ございます。

令和2年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,895万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,225万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、70、71ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、その他手当43万1,000円は、実績見込みによる職員の時間外手当を増額するものでございます。

その下、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、財源調整でございます。

その下、5款諸支出金、1項、2目償還金1,852万円の増につきましては、令和元年度介護給付費負担金及び交付金等の確定に伴う返還金でございます。

次に、歳入につきまして御説明いたします。（「説明省略」と発言する者あり。）

以上で、説明を終了させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第57号令和2年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第58号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第58号令和2年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案書の73ページをお開き願います。

議案第58号令和2年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

令和2年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、起債予定額増額に伴う財源調整及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う会議中止による旅費の補正を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,248万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

議案書の76ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

予算第2条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

公共下水道事業特別措置分の限度額1,960万円を、起債予定額の増額に伴い26

0万円を増額し、2,220万円とするものであります。

次に、歳出について御説明申し上げますので、議案書の82、83ページをお開き願います。

3、歳出であります。

公共下水道、1目一般管理費、旅費1万円については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による会議等の中止に伴う、普通旅費、特別旅費の減額補正であります。

その下、3目建設費、旅費6万7,000円についても、中止に伴う普通旅費の減額補正であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、議案書の80、81ページにお戻り願います。（「説明省略」と発言する者あり。）

以上、御説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第58号令和2年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第59号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第59号令和2年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案書の85ページをお開き願います。

議案第59号令和2年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和2年度美幌町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、国が実施する国道240号豊幌路肩拡幅工事に伴い、水道管布設替工事を行うものの増額補正を行おうとするものでございます。

資本的収入及び支出の補正。

第2条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げますので、議案書の86、87ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、資本的収入であります。

第4項負担金の補正。

工事負担金は、国道240号豊幌路肩拡幅工事に伴う水道管布設替工事負担金で、国が工事の一部を負担することから、新たに工事負担金として2,396万9,000円を補正するものであります。

次に、議案書の88、89ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、資本的支出であります。

第1項建設改良費の補正。

水道管路整備事業で、当初予定していなかった国道240号豊幌路肩拡幅工事に伴う、水道管布設替の工事費、2,481万6,000円を増額補正するものであります。

次に、工事箇所、工事内容につきましては参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の41ページをお開き願います。

資料11、議案第59号関係であります。

国道240号豊幌路肩拡幅工事に伴い、占用物件である水道管が支障となることから、配水管布設替工事を行おうとするものであります。

参考資料はA4版横書きの左下に工事箇所を示しておりますが、図面の上側が至る美幌町市街で、下側が至る津別町市街であります。

現在既設管は、国道240号東側、津別に向かって左側ののり尻下に埋設されておりますが、路肩拡幅工事と併せて整備する道路側溝の設置の際、一部区間において既設水道管が支障になることから、移設が必要になったものであります。

参考資料の右上を御覧ください。

工事概要であります。既設管ダクティル管G X形耐震管管径75ミリを、同管種同管径であるダクティル管G X形耐震管管径75ミリに布設替えをするものでございます。

延長につきましては、豊幌42線の観音寺様付近から43線手前の豊幌公民館付近までの220メートルであります。

布設替工事につきましては、今後10月発注、12月末の完了を目指し進めていきたいと考えております。

なお、国が実施する国道240号豊幌路肩拡幅工事については、水道管布設替工事後、令和2年度内での発注の予定と聞いているところでございます。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第59号令和2年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第60号

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第60号令和2年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案97ページをお開き願います。

議案第60号令和2年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した施設整備、並びに、国の緊急包括支援交付金を活用した感染症対応従事者慰労金の給付に係る補正を行おうとするものであります。

第1条、令和2年度美幌町の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量の補正につきましては、主要な建設改良事業として、新型コロナウイルス感染症の抗原定量検査実施のために必要な備品として、安全キャビネットの購入費用230万3,000円を追加するものであります。

第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げますので、98、99ページをお開き願います。

収益的収入の補正であります。

医業外収益、他会計負担金の一般会計負担金30万円は、第2条業務の予定量の補正で御説明いたしました安全キャビネット

設置に関わる施設改修費用について、一般会計から繰入れを行うものであります。

特別利益、その他特別収益の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金3,520万円は、感染症の拡大防止や収束に向け、心身ともに大きな負担がかかる中、強い使命感を持って、検体の採取など感染疑い患者に接する医療従事者や職員に対し、北海道が定める慰労金給付要領に基づいて給付される慰労金を収入するものであります。

次に、100、101ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。

医業費用の経費、修繕費は、新型コロナウイルス感染症の抗原定量検査を実施するため、検査室に設置する安全キャビネットの室外排気ダクトの設置に必要な施設改修費用として30万円の増額補正を行うものであります。

特別損失、その他特別損失、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金3,520万円は、収入の補正で御説明させていただきました慰労金について、国保病院に勤務する179名の医療従事者及び職員に対し、1人当たり20万円、または10万円の給付金を支出するための予算計上を行うものであります。

次に、102、103ページをお開き願います。

資本的収入の補正であります。

一般会計負担金230万3,000円は、医療提供体制等構築に要する経費として、今回の補正予算に計上の安全キャビネット購入費について、一般会計から繰入れを行うものであります。

次に104、105ページをお開き願います。

資本的支出の補正であります。

建設改良費の有形固定資産購入費、器械及び備品購入費は、新型コロナウイルス感染症の抗原定量検査を実施するため、検査にあたる職員の感染防止及び安全対策とし

て、検体処理を行う際の作業スペースとなる安全キャビネット1台を設置するため、230万3,000円を増額補正するものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 105ページの診療用医療備品で、抗原定量検査の購入をされると。7月に購入されたのは定性検査ですよね。

それで、今回定量検査を導入されるということですが、従来との違いを説明いただきたいのと、能力的にどのような能力を持っているのか、あるいは検査の体制が簡易検査と比べて人手が要するということになるだろうと思うのですが、そのあたりについても御説明をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 御質問にお答え申し上げます。

今回、抗原検査定量検査ということでございますが、従来国保病院で行っておりました検査でございますけれども、同じ抗原検査ではありますが、定性検査ということで、簡易的な検査キットを用いて検査する方法を7月から実施してきたということでございます。

今回、抗原検査のうち定量検査ということでございまして、この定量検査につきましては、検査に必要な装置がまず必要になるという検査でございます。

その検査につきましては、検体については、従来の検査キットでは鼻咽頭ぬぐい液を綿棒で採取して検査するという方法のみが適用になっておりましたが、今回導入する定量検査につきましては、鼻の奥のぬぐい液のほか、唾液についても検査が可能になるというものでございます。

あと、定量検査につきましては、場合に

よっては無症状の人でも確定診断が可能という形になってございます。

従来、国保病院でやっている検査につきましては、症状がある方で発症から2日から9日以内の患者様のみ検査することしかできなかったという状況でございますので、今回定量検査を導入することによりまして、まずは、症状のある方を含め無症状の方についても検査が可能になるということでございます。

能力につきましてですが、まずはこの検査に必要な装置が必要になるわけですが、この装置につきましては、従来から病院にある一般の検査に使われている装置が流用可能だということで、その装置を使って検査をすることになります。その装置の検査能力につきましては、1時間当たり60検体、さらにはもっとできるだろうと思うのですが、今のところ1時間あたり60検体以上はできる装置とは言われております。

ただ、検体を採取する能力がどれだけあるかということが関連してきますので、装置の能力としてはそれだけあるということを押さえていただきたいと思います。

体制でございますけれども、当然装置を動かすわけですから、検査に関わる職員がいなければ検査ができないということになりますので、必要な検査を行う場合には職員がいる時間帯、日中になります。通常の検査の職員がいれば検査が可能ということになりますので、例えば夜間検査が必要になった場合には、今行っている簡易キットを用いた抗原定性検査において対応していくという感じになると思っております。

結果が判明するまで、現在行っている定性検査については30分から40分あれば検査結果が判明するということになります。定量検査におきましても、同様の時間30分から40分で最終的な判断ができるという形になるかと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第60号令和2年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 認定第1号から

日程第22 認定第6号まで

○議長（大原 昇君） 日程第17 認定第1号平成31年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第2号平成31年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19 認定第3号平成31年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第4号平成31年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第5号平成31年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第6号平成31年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号平成31年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第6号平成31年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定までについては、6人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、1番戸澤義典さん、3番大江道男さん、5番木村利昭さん、6番伊藤伸司さん、11番岡本美代子さん、13番松浦和浩さん、以上6人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第23 認定第7号から

日程第24 認定第8号まで

○議長（大原 昇君） 日程第23 認定第7号平成31年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第24 認定第8号平成31年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めま

す。

したがって、認定第7号平成31年度美幌町水道事業会計決算認定及び認定第8号平成31年度美幌町病院事業会計決算認定については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました企業会計決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、2番稲垣淳一さん、4番高橋秀明さん、7番馬場博美さん、9番藤原公一さん、10番坂田美栄子さん、12番上杉晃央さん、以上6人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方を企業会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は、14時35分といたします。

休憩中に、両決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された両決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

一般会計等決算審査特別委員会の委員長に3番大江道男さん、副委員長に5番木村利昭さん。

企業会計決算審査特別委員会の委員長に10番坂田美栄子さん、副委員長に2番稲垣淳一さん。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩します。

再開は、15時05分といたします。

午後 2時35分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第25 意見書案第6号

○議長（大原 昇君） 日程第25 意見書案第6号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり

り可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第26 意見書案第7号

○議長（大原 昇君） 日程第26 意見書案第7号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第27 意見書案第8号

○議長（大原 昇君） 日程第27 意見書案第8号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第28 意見書案第9号

○議長（大原 昇君） 日程第28 意見書案第9号種苗法の改正に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第29 報告第9号

○議長（大原 昇君） 日程第29 報告第9号健全化判断比率について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第9号健全化判断比率についてはこれで終わります。

◎日程第30 報告第10号

○議長（大原 昇君） 日程第30 報告第10号資金不足比率について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第10号資金不足比率についてはこれで終わります。

◎日程第31 報告第11号

○議長（大原 昇君） 日程第31 報告第11号放棄した債権の報告について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようであります。

すので、報告第11号放棄した債権の報告についてはこれで終わります。

◎日程第32 報告第12号

○議長（大原 昇君） 日程第32 報告第12号令和元年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について。

お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第12号令和元年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告についてはこれで終わります。

◎日程第33 報告第13号

○議長（大原 昇君） 日程第33 報告第13号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第13号専決処分の報告についてはこれで終わります。

◎日程第34 報告第14号

○議長（大原 昇君） 日程第34 報告第14号例月出納検査報告について（5月～7月分）。

お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第14号例月出納検査報告について（5月～7月分）はこれで終わります。

◎日程第35 閉会中の継続調査に

ついて

○議長（大原 昇君） 日程第35 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のおり申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和2年第8回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 3時11分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員